

# (仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第 7回 平成20年11月27日開催 午後7時から午後9時5分 議会大会議室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 根本委員、久保委員

事務局等 寺尾、徳永、武藤、林、山岸、三浦

傍聴者 3名

配布資料  
・第6回ワークショップ模造紙まとめ  
・各班のまとめ比較表(第6回まで) ・各班のまとめ一覧表(第6回まで)  
・第7回ワークショップの進め方  
・区民検討会議開催日程(予定) ・第6回区民検討会議開催概要

## 1 運営会世話人代表について

運営会から、高野委員が世話人代表として改めて推薦され、承認された。【承認】

世話人代表は、区民検討会議の運営に係る事項について、その役割を担うことが確認された。【確認】

## 2 事務局からの連絡

第10回区民検討会議の会場は未定であったが、これが「新宿区役所本庁舎5階議会大会議室」となったことが報告された。【報告】

以下の点に関して、配布資料が訂正された。【報告】

- ・ 資料1 1班 見出し 「条例制定後に自治推進委員会」に訂正
- ・ 資料1 4班 キーワード 削除

## 3 運営会世話人副代表について

運営会から、植木委員、土屋委員が世話人副代表として推薦され、承認された。【承認】

## 4 運営会からの報告

第7回区民検討会議の進め方について、以下の方法で進行することが報告された。【報告】

- ・ 第6回会議に引き続き、条例に盛り込むべき事項の洗い出しのために、ワークショップ形式で項目とキーワードの整理を行う。
- ・ ワークショップで議論された内容についてグループ発表を行う。
- ・ グループ発表を踏まえ、条例に盛り込むべき事項について全体討議を行う。

## 5 ワークショップ

ワークショップの進め方についての説明の後、4班に分かれて話し合い、条例に盛り込むべき事項の洗い出しのために、項目とキーワードの整理を行った。ワークショップの進め方については、別紙のとおり。

6 グループ発表

ワークショップでまとめた各班の意見を発表した。各班の発表内容は別紙のとおり。

7 全体討議と牛山教授コメント

グループ発表を踏まえて、条例に盛り込むべき事項について全体討議を行った。

全体討議の内容は別紙のとおり。

グループ発表及び全体討議に関して、牛山教授からコメントがあった。

コメントの内容は別紙のとおり。

以上

第7回 委員出席簿 凡例: 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	7回会議	班
1	高野 健	タカノ ケン		3
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×	未定
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	×	4
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ		4
5	大浦 正夫	オオウラ マサオ		3
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ		1
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ		3
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル		1
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ		2
10	城 克	ジョウ マサル		4
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×	未定
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ		4
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ		1
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ		3
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ		4
16	荻野 善昭	オギノ ヨシアキ	×	未定
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ		4
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ		2
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ		2
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×	未定
21	喜治 賢次	キジ ケンジ		2
22	清田 英雄	キヨタ ヒデオ	×	3
23	河村 寛二	カワムラ カンジ		2
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ		2
25	田中 尚典	タナカ ナオリ		1
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ		2
27	井上 愛美	イノウエ アイミ		1
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ		1
29	今井 茂子	イマイ シゲコ		1
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	×	4
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ		3
32	三木 由希子	ミキ ユキコ		1
参加者			25	

## ワークショップの進め方の説明

ファシリテーター 資料 「第7回ワークショップの進め方」の「本日の進め方」をご覧ください。

前回に引き続き、キーワードを項目ごとに整理して、条例に盛り込むべき事項の洗い出しをします。整理された項目が盛り込むべき事項を今後考えていき、検討する素材となります。今日は「たたき台をつくる」といった気持ちで臨んでください。

このあとの説明に、「項目」や「キーワード」という言葉がでできます。資料2ページ目の「メモ」をご覧ください。まず、項目とは、前回の「ワークショップ模造紙のまとめ」にある網掛け欄のことを言います。続いて、キーワードとは、前回の「ワークショップ模造紙まとめ」にある項目の下にある欄にあるものを言います。今回はこの2点を統一したいので、よろしく願います。

本日は、各班の中で、班のメンバーが納得した項目とキーワードの一覧の作成を目標に進めてください。資料 の各班の表を充実させていくというイメージでお考えください。前はキーワードを項目ごとに分けました。本日は各班で項目とキーワードの繋がりや関係を「このキーワードはこの項目にあるのが良いのか」「キーワードや項目の文言は内容をうまく反映しているか」といった視点で検討し、各班の中で納得して、発表につなげて下さい。発表の後、各班への質問や意見を討論していきたいと思えます。

本日の進行ですが、ワークショップ・班発表・全体の討論の大きく3つに分けました。また、ワークショップは2段階に分けています。始めにキーワードですが、細かいところから考え、その後、項目で大きなところを考えいきます。

具体的な手順ですが、

(1) 班ごとにキーワードを検討する。

前回、その他欄に「他の項目には当てはまらないよね」というキーワードを入れました。まずそれを整理します。その他欄にあるキーワードに対応する項目を新たに設けるのか、他の項目に入れるのか、条例の検討対象から外してもいいのかについて検討します。

各班から新しいキーワードができました。資料2「各班のまとめ比較表」を参考にして下さい。各班から新しいキーワードが出てきましたので、それらのキーワードを「どこかに入れた方がよいよね」「違うところに入れた方がよい」「独立させて項目を立てて入れた方がよいか」などそれらを検討してください。

その他欄と新しいキーワードが終わりましたら、

複数の項目に同じキーワードが入っていることがあります。例えば、“区と区民と議会の役割”は色々な箇所に出てきます。そのキーワードが対応するそれぞれの項目とのつながりが明瞭になるように、キーワードの分割や変更を検討してください。必ずそうしなければいけないということではありません。検討の結果、このままでいいということもありえます。キーワードと項目をマッチングさせるというイメージを持って下さい。

一つの項目に類似したキーワードが入っていることがあります。それらのキーワードを統一することができないか検討してください。例えば、“文化”と“歴史と文化”という2つの

キーワードは「統一できるのかそのままがよいのか」「分割して他のところに入れた方がよいのか」などあるでしょう。キーワードをそのままにするのであるなら、これとこれはそういう意味が違うのだ、という定義を明確にして下さい。ここに例示してありますように、“文化”と“歴史と文化”のふたつを“歴史と文化”か“文化”のどちらかに統一。または、“歴史”と“文化”に分ける。

このように検討して下さい。

ここまででキーワードの整理が終わります。

次に、項目の整理の説明に入ります。

## (2) 班ごとに項目を仮決めする

その前に、ワークショップの説明の2枚目をめくって下さい。「仮決め」という言葉の説明をします。

今後の検討の目安として、項目をいったん確定したいと思います。ただし、検討を進めていく上で柔軟に対応したほうがよい場面も出てくるかと思えます。今回の結果を「確定」にするとよりよい検討の妨げになり、しばられてしまうとなかなか良いものできないのではないかと思いますので、今回の結果については、「仮決め」と位置づけておきます。

では手順です。

前回のワークショップで振り分けたキーワードと(1)の作業で今回振り分けられたキーワードがその項目でいいのかなど、項目の中での整合性について点検し、班として、項目を仮決めします。

あわせて、項目名が妥当かについて検討します。

「ちょっとこの内容ではこの項目の流れではちがうかな」ということがあれば、項目名を修正します。

新たに設けた項目があれば、その項目名を検討します。

本日はここまでをグループワークで行って下さい。

続いて、班発表についての説明です。

各班5分です。まず、班で仮決めした項目を述べて下さい。その上で、次の5つのポイントを発表して下さい。

- ・(1) 、 の作業で、条例の検討対象から外すとしたキーワードとその理由
- ・(1) 、 の作業で、他の項目に入れるとしたキーワードとその理由
- ・(1) 、 の作業で、キーワードの分割・変更・統一したものとその理由
- ・(1) と(2)の作業で、新たな項目を設けたものとその理由
- ・(2) の作業で、項目名を修正したものとその理由

班発表の時に、次回、全体での合意形成をはかっていきますので、資料2「各班のまとめ比較表」に他の班の発表についてメモをして下さい。

最後に全体討議を行います。各班への意見や感想を言って下さい。

以上で、本日のワークショップの流れを説明は終わります。ご質問はありますか。

**委員** 項目立てというのは、自治基本条例の性格をほとんど決めてしまうと思うが、ここに挙げた項目が様々である。それから、キーワードの関連を今まで無理矢理つけてきた。この自治基本条例の性格を位置づけるような新しい項目というのは新たに提案してよいのか。それにもちろん班の中で議論をして、議論の流れとしてこうせざるをえないのだろうが、あまりスキップすると全体のビジョンが、抜けてしまう恐れがあるのではないか。

**ファシリテーター** おっしゃるとおりです。その他欄から新しいキーワードが出てくると思うので、新しい項目を検討して下さい。

**委員** 「地方自治のフレームワークはこういうことがありますよ」と「新宿区の自治基本条例の項目はこうですよ」というのは違いがあるはず。それを今ごっちゃにやっているの、項目を整理するのが先ではないか。項目と言葉の意味がかみ合わない。キーワードも概念として使うのか。例えば“よそ者”という言葉を経験として使うのか、それともその言葉そのものを条例の中に入れることによって違ってくるのではないか。広い選択肢がありすぎるので混乱をきたすのではないか。

**ファシリテーター** おっしゃるとおりです。もしキーワードが条例の検討対象から外した方がよいのではという場合は、外してかまいません。項目については、本日は「仮決め」なので、項目検討の材料のたたき台を作るというイメージでやっていただければ、とても自由な発想が出てくるのではないかと思います。それは各班で話し合いをしてほしい。

では、始めて下さい。

## 班発表

【凡例】『定義』……定義という項目。丸付き数字は整理番号  
『理念』……理念という項目。丸付き数字無しは、各班から提案された新しい項目  
“99市民”……市民というキーワード。数字は整理番号

ファシリテーター 「4班から始めては」という意見がありましたので、今日は4班から始めます。

**4班発表** 『その他欄』にキーワードが10個ほどありましたので、まずそこから振り分けた。

最高規範である自治基本条例に入れる項目ではないものをピックアップした。

“11 ペット”“23 新宿発”“26 組織”“28 高齢者がいなくなったあと”“32 よそ者”“36 問題点”  
“3回 10 人口問題”です。なぜ、いらないかと思ったかはここに書いてありますので、次回の資料を参考にして下さい。

次に重要なことは、前回4班では前文と『条例の基本的な考え方』を一緒に考えたが、区分けしているうちに、『の基本的な考え方』の「考え方」というフレーズを「基本的な定義」にすべき、とした。そうすると、前文と『条例の基本的定義』は明らかに異なってきた。そこで、改めて前回の提言を撤回します。前文には、『基本的考え方』として考えてきたものを前文に持ってきた。例えば、“18 歴史と文化”“35 未来の明るい提案”は前文に入れる抽象的な表現であり、基本的な定義ではないと気づいた。それから、項目の『条例の位置づけ』は、文言が悪いのではないかということで、『の条例の基本的定義』に盛り込むべき最高規範であるとした。『条例の位置づけ』にあったものは、全部 に入れた。これで と を消去した。

これ以外に、新たに入れなくてはならない項目として『平和と人権』。前回4班では“人権”と“男女共同参画”というキーワードを、前回『その他』に入れたが、他の項目に入らないので、『平和と人権』を新たな項目を設けたい。

もう一つ、“住民投票”。前は『条例の基本的な考え方』に入れたが、これも新たに『住民投票』という項目にし、重要項目だと位置づけた。そこに“27 住民・区民の定義”も入れた。以上です。

**3班発表** 4班と同じような流れであると思いました。まず、項目を中心に3班は考えた。

一番大事なものは条例の目的であると思い、条例の『目的』を項目として入れた。前文の次に条例の『目的』を入れる。『条例の基本的考え方』の後に、先ほどの4班と同じだが、『区民・住民の定義づけ』の項目が入り、そこに基本理念もくるのではないかと。

『地域の基盤をどうするのか』と『住民の合意形成』がダブる部分が多いので、『地域の基盤をどうするのか』を『地区協議会で住民の合意形成を諮る』という考え方でまとめてくことになった。

また、『住民投票制度』は項目として必要なのではないか。

外すものは“28 高齢者がいなくなったあと” 高齢者はいなくなるらないので。

あと、『地区協議会』に“13 自治”を入れる。

情報の共有はまず情報の公開があってからではないか、ということから『情報の共有』は『情報の公開』に直した方が良いのではないか。そのキーワードは、“行政の役割”や“議会の役割”が入ってくるのではないか。

以上まとめました。みんな気持ちに乗ってきたところで、時間になり、もう少し時間を長く頂いた方が充実するのではないかと思った。

もう一つ外国人は新宿区に大事だとは思いますが、「外国人」という言葉を使って項目にする勇気が新宿区にあるのか、と思う。私たちは疑問に思う。しかし、外せないと思うが、違う言葉で考えた方が良いのではないかと思う。

## 2班発表 項目別に考えた。

まず、概念をまとめる際、前文は憲法としての位置づけであるので、憲法的な前文をまず持ってこようと話し合った。『条例の基本的考え方』は『自治基本条例の目的』に変えた方が良いのではないか。『住民(区民)の役割』は『区民の役割』にする。『行政の役割』はそのままで良い。『行政運営と住民参加の仕組み』は『行政運営と住民参画の仕組み』にする。『条例の位置づけ』は前文との関連を考えてはどうか。『住民の合意形成』は、話し合いの中で、住民・区民の位置づけの考え方を話し合わなければならないだろう。『地域の基盤をどうするか』は『コミュニティの基盤形成』に変えてはどうか。『外国人』は『外国人との共生』に。『暮らし方の多様性』は前文の中に入れても良いのではないか。『安心安全』は『安全安心』に。『税制』は『財政』に。『条例制定後に進行管理する委員会』は条例制定後ではなく『自治基本条例制定後に進行管理する委員会』に直す。『その他』で一番問題になったものは“教育”で、前文に入れるのか、それとも項目を立てるので議論の最中である。また、網掛けしている部分ですが、“基盤 長期的展望”と『行政運営と住民参加の仕組み』にある“協治”も前文に入れてはどうか。“男女共同参加”はそのまま『住民の合意形成』に入れておく。

項目立ては話し合いができたが、キーワードに関してはまだ練り足りないと思う。

1班発表 『その他』の項目にキーワードが6個あったので、それらがまずどこに入るのかを考えた。“28 高齢者がいなくなったあと”これは、団塊の世代がいなくなった後や私たちがいなくなった時ということだったので、『地域の基盤をどうするか』と『税制』へ整理しました。“36 問題点”は、カッコ書きで色々含まれている項目があるが、“36 問題点”は条例に入れると言うよりも、この条例の根底となる社会状況であるのではないか。“24 教育”“25 環境”が残ったが、これらは言葉をどう捉えるかによって、広い概念なので、どこかに入りそうでどこにも入らず難しいので、独立した項目にするのか、それとももう少し整理するので、『その他』



に残した。

項目 から項目 は、大きく言えば、まちづくりの中をどの程度細かく分散するかといった項目の立て方をしているの、ここはどの程度細分化しながら条例の中に組み入れていくのかを見ていくことが必要。

『 条例の基本的な考え方』には定義と規範性が必要であるということもあり、整理がもう少し必要なのではないか。

そして、今回新しく加えたものが“住民投票”です。これは『 行政運営と住民参加の役割』に、住民が主体的に関わる、ということからここに入れたらどうか。

また、“新宿区平和都市宣言”も前文に入れては。

他の自治体の自治基本条例では、国・都との連携がある。しかし、どこに入れるのかがまだはっきりしていないので、『 その他』に入れた。

## 全体討議と牛山教授コメント

**ファシリテーター** 全体討議の時間を8時50分までにします。自分の班や他の班の発表を聞いて、感想や質問や意見を聞きたい。普段あまりお話をいただいている委員の方もいるので、今日は、まずその方々から意見を聞きたいと思います。それから、フリートークをしますが、よろしいでしょうか。

**高野委員** 返事がないのはOKですよ。

**ファシリテーター** よいですか。では、こちらから当てます。

**委員** 自治基本条例は基本的に住民のためにある。住民・区民・市民の区別をつけるべきである。そういうことは、入ってきているのではないかと考えている。

**ファシリテーター** ありがとうございます。では、次にいかがでしょうか。

**委員** 区民を住民に変えた班がありました。そのポイントは何か疑問に思いましたので、お聞かせ頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

**委員** 私の個人的な意見ですが、住民というのは住んでいる人。住民税を払っている人。区民というのは、学校に来ている人、勤めに来ている人。新宿区に居住していないけれども、昼間に新宿区で生活している人。市民は、映画を見に来たり、買い物にきたり、新宿区を通過している人だと、私は勝手に定義している。

**委員** 私たちはまずどういう風に定義付けするのか、ということを最初に謳わなければならないと思ひ、新たに項目を設けよう、と。内容についてははまだ、考えていません。

**ファシリテーター** ありがとうございます。私も今後の大きな課題だと思います。続いて、いかがでしょうか。

**委員** 条例の項目がもう少し整理されなければならない、と思う。前文という憲法にもある。基本的な目的、区民のあり方、行政の役割、そして『議会』は『議会の役割』にしなければならない。細かい項目については、本当に全部必要なのか。自治基本条例が、一体どこまでできるのか、よくわかっていません。

**ファシリテーター** ありがとうございます。では、次に、お願ひいたします。

**委員** 『議会』は前の方と同じように『議会の役割』にした方が良いのではないかと。

住民、区民の定義の仕方ですが、行政の役割、議会の役割の定義付けを含めて、必要になってくるのではないかと。今回、このような形で住民サイドから公募から来たり、地区協議会から来たりしてます。私たちの友人も結構、区からこき使われているところもあるようですが、逆に言えば参画となるでしょう。そこで、議会との参画関係をどうするのか、これからやっていくなかで、重要なのではないかと。

**委員** 今の意見をうかがって、“区民と区と議会の役割と責任”は、分割するのが良いのではないかと気づきました。

**ファシリテーター** もう一人、お願ひします。

**委員** 『税制』を『財政』に変えた班がありましたが、税制問題としてどのようにやっていくのか、行政のやり方としてはどのようなものなのか。

この条例ができた後に、管理運営をしていくのかは重要ではないかと思う。

**ファシリテーター** これではみなさんの中で、一回も発言されてない方はいらっしゃると思うのですが。

では、これからフリートークに入りたいと思います。今、みなさんの意見では、定義という言葉、税制の問題が出てきました。他に気づいたこと、各班共通していることなどありましたら、ご意見頂きたい。

**委員** みなさんのお手元に「提案と意見」というプリントがあります。「提案」の中では、項目立て・前文は徐々に整ってきていると思う。

1班で出てきました“24 教育”“25 環境”は項目立てしてはどうか。教育、福祉、防災、防犯といった安心安全は、基本指針としてまとめ、私たちとしてはどういう姿勢で臨むのかというのを書く。個別の条例ができるので、中身まで規定する必要はないのでは。

一つ入れたいのは、外国人の問題です。“外国人”という言葉を使用するのか、“国際化”という言葉を使用するのかは、検討すれば良い。新宿区の人口1割を外国人が占め、出身国が百数十カ国にのぼるという中で、外国人との共生というのは、考えなければならないと思う。今まで区の基本構想などには、多文化共生、国際化といった言葉は書いてあったが、それを明確に規定してはいなかった。私たちが、どういう風にそれに臨むかを書いた方が良いのではないか。具体的なことは個別の条例に書けばよいのではないか。他の自治体の基本条例を見たが、外国人について書かれているところはない。2050年には日本の外国人の割合が、全人口の1割になるということで、この問題はますます色々な自治体で取り組まなければならない。そういう時に、新宿区の自治基本条例が先進例になるのではないか。

**ファシリテーター** ありがとうございます。今の意見に対して何かありましたらどうぞ。

**委員** 今の意見にあった、教育、福祉、防災、防犯、安心安全は理念条例に掲げるべきと思う。これらを実際にアクションとしてとっかかるべきだということまでは、自治基本条例に書くべきではないか。後々の住民が具体的なアクションを起こすときのよりどころになるのではないか。実際のアクションにつながるように書いた方が良いのではないか。

**委員** 確かにアクションにつながらないと非常にわかりにくい条例になるのではないか。誰でもわかりやすいということは、そういうことである。あまりに理念条例になるとどういうことを言っているのかわからなくなるので。

外国人については、この先新宿区は多民族国家のようになると思う。新宿区が多文化共生プラン、教育委員会、外国人窓口など非常に広い活動をして、区の施策としてたくさんある。外国人の方が困ったときは、駆け込めるところがいっぱいある。外国人という言葉が嫌ならば、国際化という言葉を入れて、新宿区らしさを打ち出すことが今後につながるのではないか。外国人は切っても切れない関係です。労働の面でもこれから頼っていくことになるので、今からその基盤を作っていくことが必要である。『行政の役割』の中に外国人について入れるのも良い。

それから、住民と区民の言葉だが、区民として全体を押さえないと、区別がつかず、わかり

づらくなる。区民の中には、NPO、学生、事業者も入る。区の中で、活動している人を全部区民として考え、それらの人々のための条例でもある。この先、住民や区民がわからないまま進むのは、いかがなものか。

**委員** 外国人について、言及されている方が多いですが、実際外国人で困っている人はいますか。私は大久保に住み、日本人より外国人が多い所です。彼らのルールに基づいて不法投棄や不法建築をし、注意をしても聞かない。そういう状況なので、『外国人』が本当に必要かどうかという意味を含めて『外国人』のことは考えた方がいい。住んでいる人間としての意見です。

**委員** 外国人についてですが、外国人は住民ではなくて、学生は住民であるという話ではないのでは。基本的にどこに住んでいようが住民は住民であり、新宿区に住んでいる構成員という位置づけである。日本人でも様々なバックグラウンドを持って住んでいる人もいるし、4年だけ住む学生もいる。そこで、外国人を一括りで扱うことは良いのか。いろんな人がいるのが当然なのであって、外国人かどうかで分けるというよりも、住民というものはそれらを含んでいるものである。外国人だから分ける、という考えは自治を考える上では、無理があるのではないかと。異なる文化、慣習を持っているといった違いの中で、多様性を認めた上で考えることが良いことなのか、もしくはストレスとするのか、外国人に対しての日本人の考え方はそれぞれである。良いとするのを自治の基本とするのか、ルールに従わせるのを自治の基本とするのかは条例を考える上では、出てきてしまうのだろう。このことは、議論が必要であると思う。また、ここはほとんどが日本人で構成されている。そういった私たちの中で、多文化共生を考えて良いのかということもある。外国人と地域で関わりのあるグループ等の意見交換も必要であろう。そういった機会を持たないと、日本人が思う外国人観や多文化共生だけで話すのは違うのでは。

環境も教育も広い概念なので、どこに位置づけるのかということでは、今項目立てされている中では、入りにくいだろう。

区の施策の基本の裏付けになるよう条例には書き込んだ方が良いだろう。環境・教育に限らず、細かく書き込むわけにはいかないの、区や住民がこれから何かをする時の裏付けになる基本的な指針や権利を書かないと裏付けにならないので、ちゃんと書かなければならないだろう。

個人的なこだわりですが、情報の開示についてだが、求めがあった人に出せばよいということだけではなく、共有ということが前提の上での公開である。だから、行政と住民が情報を共有するということが必要ではないということからいえば、公開では不十分である。

**ファシリテーター** では今、手を挙げている2名の方で終わりにしたいと思います。

**委員** 項目や概念が出てきて、これからは概念をどうすり合わせていくか、ということになるだろう。

外国人は、入管法第2条第2項に「日本の国籍を有しない者をいう」と定義されている。このように、法律の定義とのすり合わせが必要となってくる。外国人と言っても、住民登録もして税金も払っているし、国民健康保険に加入している人もいる。滞住者、難民などいろんな外

国人の位置づけがある。外国人一つにとってもこれから議論をするかしないかはキーワードの一つとなるでしょう。

区民と住民の違いも、それぞれの考え方をすり合わせていかないと、条文に盛り込んだときに、意味合いが違ってくるのではないか。

また、私の班では前回“協治”を入れた。“協治”はこれからの自治基本条例に必ず入れたい。

**委員** みなさんの話の中で入っていなかったのが、自治基本条例を改正したり、廃止したりする場合どうするのか、というのは大きな問題になるのではないか。なぜなら、議会の多数決で全てが決まるものでもないで、そういったしりばりなども検討していくべきではないか。

**ファシリテーター** ありがとうございました。では、ここで全体討議をいったん区切りまして、牛山教授のコメントを頂きたいと思います

**牛山教授** ここまでの議論で、自治基本条例に盛り込むべく内容についての項目が整理されてきたように思う。今後の作業の見通しとしては、これまで出された項目について、各班の違いをファシリテーターが整理してもらい、それらを最終的に班の中で議論してもらい、班としての意見をまとめてもらうことになると思う。

次回の作業としては、もう一度グループごとのワークショップでその議論を行うことで、意見を集約していく。例えば、言葉の定義などについては、各班の違いがでてくるであろう。住民については、地方自治法上の定義があり、新宿区に住み、住民票を持っている人が住民であるが、市民とか区民とかいう場合には、それを在勤・在学まで含めていくのか、NPOなどの活動をしている人はどうするのかといった点をまとめて、班の意見を出してもらうことになる。

その後、それらを全体で討論し、どの班の意見を採用するのか、中間的な意見になるのかなどを議論し、それらについての意見がまとまっていくのが、次の段階になるだろう。そこで、新宿区の自治基本条例に盛り込む内容について、項目立てが暫定的に決まり、今度は、それらの具体的な中身について、班ごとになるか分科会方式になるのかは今後の検討だが、議論していくことができることとなる。例えば、新宿区の特徴として議論になっている外国人といっても、ここでいっているのは、外国人観光客でなく、外国人の中でも「住んでいる人」のことであろう。「外国人は住民です」という本があるように、外国人は住民であるということが判例等で明らかだと思うが、それでは、川崎市のように、外国人住民の意見反映をしていくような仕組みを作っていくのか、あるいは多文化共生というような理念にとどめるのかは、今後のみなさんの議論にかかわってくるのではないだろうか。そうした議論をするための前提として、項目がまとまりつつあり、議論の下地作りがまとまりつつある。

繰り返しになるが、もう一度各班の意見の違いを、班ごとに議論し、最終的に、といっても、今後見直すことがあるという意味で暫定的なものだが、自治基本条例に盛り込むべき内容について、確定していくことができるだろう。

**ファシリテーター** ありがとうございました。では、ここまででワークショップを終わりたいと思います。

**委員** キーワードに振り回されているが、大事なものは項目立てである。各班で、こういう項目立てが

必要である、という議論に入っていければ良いと思う。同じような議論を繰り返すのではなく、大きな項目になりうることも含めて議論に入っていきたい。

**牛山教授** いろんな方が初めて出会って議論してきた。いろんな思いを持ってきた。それらはきちんとやっておきたい。それが、出てきたので、確定していければよいと思う。

**ファシリテーター** では、時間もきました。ここで清田委員の時間が欲しいというお話でしたが、欠席なので飛ばします。次回の内容等の連絡をします。

**事務局** 次回、第8回は12月8日になり、開催場所は職員研修室になります。

第7回と第8回間の時間がなく、開催通知が開催の3日ほど前にお送りすることになりますので、ご了承下さい。

**ファシリテーター** 次回の検討内容は運営会で諮っていきたいと思います。では、閉会の挨拶を、高野さん、よろしくお願いいたします。

**高野委員** お疲れ様です。今回は順調に進みましたが、時間がたりなくなっていました。項目が大事だと言うことにみなさんが気づいたことが成果だと思いました。今日はご苦勞様でした。